

農園利用に関する同意書

大阪市長 様

私は、放出下水処理場上部利用施設の農園施設の利用に際し、以下の条項を順守する。

（農園の範囲）

第1条 私が大阪市建設局（以下「市」とする。）が開設している農園の土壌を用い、自己の負担で耕作する農園の所在、利用区画は次のとおりである。

所 在 大阪市城東区永田2丁目3番地61号

（大阪市放出下水処理場 内）

利用区画 区画番号 番

（利用期間）

第2条 私が農園施設を利用する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、農園の休園期間中は農園施設を利用しない。

（費用）

第3条 第2条の利用期間における農園の利用にかかる費用（税抜）は次のとおりであり、私はこの額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものを市が指定する方法で市が指定する期日までに市に支払うものとする。

令和 年度（ 月～ 月 [か月分]）金 円

令和 年度（ 月～ 月 [か月分]）金 円（予定）

令和 年度（ 月～ 月 [か月分]）金 円（予定）

（利用条件等）

第4条 私は、耕作を通じて本農園施設の環境維持を行いながら、市の下水道事業のイメージアップ等に協力する。

2 私は、大阪市内に住所を有する、もしくは大阪市内に勤務する者で、営業を目的とせず、農園での栽培管理が十分に行えるものであり、私の属する世帯で他の区画を利用する者はいない。

3 私は、大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではない。

4 私は、農園に対する耕作権、借地権、地上権等の私権を有さない。

5 私は、農園の利用に関して市ならびに市が維持管理を委託する受注者の指示に従う。

(禁止行為)

第5条 私は、次の行為を行わない。

- (1) 農園を作物の栽培以外の用途に利用すること
- (2) 農園への建物、工作物の設置、及び農園内施設の撤去をすること
- (3) 営利を目的として農園を利用すること
- (4) 指定された区画を第三者に利用させること
- (5) 法令により栽培を禁止された作物等を栽培すること
- (6) 農園の表土を完全に入れ替えること
- (7) 指定された区画の栽培管理を正当な理由なく3か月以上に渡り怠ること
- (8) 提出書類等について虚偽の記載をすること
- (9) 利用区画外での耕作、利用区画外への無断立入、及び園路に物品を置くこと
- (10) 附属施設を不正に利用すること
- (11) 野菜くず以外のごみの投棄、指定箇所以外でのごみの投棄、及び外部からごみ等を持ち込んで捨てること
- (12) 農園内でたき火等の火気を使用すること
- (13) 農園に犬等の動物を入れること
- (14) 農園に自転車、バイク等を乗り入れること
- (15) 上記のほか、他の利用者や付近住民の迷惑となる行為、農園に損害を及ぼす一切の行為

(補償)

第6条 私が故意または過失によって、貸与された鍵を紛失したとき、その他農園の施設等、市に損害を与えたときは、これを補償する。

2 私が他の利用者若しくは第三者に損害を与えたときは、当事者間でこれを解決する。

3 私は、農園で発生した天災、病虫害、盗難、その他の原因によって発生した私の栽培作物および農具等の損失もしくは事故については、市に一切その責を問わない。

(原状回復)

第7条 利用期間の満了日までに、私は私の負担において農園を原状に復して市に返還する。

契約時に市から貸与されたものについては、市に返還する。貸与品を紛失、毀損した時は、市が相当と認める額を市に補償する。

- 2 利用期間の満了日以降、原状回復されなかったときは、市は私の了解を求めることなく、農園内に残置した作物を含むすべての物件を処分でき、私はこれに対し返還あるいは補償を求めない。土壌改良その他の機能向上に要した費用、及びその他の農園の満了に伴う損失についても同様である。また、原状回復に係る費用については私が市に補償する。

(利用の取消と中止)

第8条 市は、次の各号に該当するときは本同意書を解除することができる。私はこれに対し異議を申し立てない。

- (1) 私が本同意書の各条項のいずれかに違反したとき
- (2) 私が農園の返還を申し出たとき
- (3) 市の事情により同意書の継続が困難となったとき

(費用の返還)

第9条 同意書が解除されたときは、私が納めた費用は還付されない。私はこれに異議を申し立てない。ただし、次の各号に該当する場合は、市から費用の一部または全部が還付される。

- (1) 私が農園利用中止届出書を提出し、私の責に帰することができない事情であると市が認めたとき
- (2) 市の事情により本同意書が解除されたとき

(その他)

第10条 本同意書に定めのない事項については、私は市の指示に従うものとする。

令和 年 月 日

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号